

最終更新日：令和6年5月29日

質問への回答
(鹿児島県地域課題解決型ドローン実証実験補助金)

質問	回答
【交付要綱第3条関係】 コンソーシアムの代表者は個人事業主でもよいか。	個人事業主でも問題ありません。
【交付要綱第3条関係】 構成員と協力団体の違いはどのようなものですか。	【構成員】 交付要綱第4号様式（コンソーシアム協定書）第5条に記載のとおり、実施する役割、内容を予め明確にする必要があります。また、実証実験の遂行に関して連帯して責任を負います。 【協力団体】 本実証実験に協力するもので、実証実験遂行の責任を負いません。実証実験場所の提供、地元関係者との調整や実証実験への助言等、間接的に事業に関わる団体を想定しています。
【交付要綱第4条関係】 コンソーシアム外の企業に一部委託を考えているが、委託先は県外企業でもよいか。	県外企業でも問題ありません。
【交付要綱第5条関係】 ドローンの機体購入にあたっては、リース契約でもよいか。	リース契約も可能です。 補助対象期間は、交付決定日から令和7年2月28日までとなりますが、同日までに支払いが完了しているもの（クレジットカード払いにおいては、クレジットカード会社からの引き落としが完了しているもの）に限ります。 また、リース契約の場合は、交付要綱第8条(3)～(6)の財産として扱わないものとします。

<p>【交付要綱第5条関係】 ドローンの機体購入は、採択決定後に行う必要があるか。</p>	<p>購入、リース契約の締結は、採択決定後に行う必要があります。（見積り依頼は可）</p>
<p>【交付要綱第6条関係】 県税の納税証明書とはなにか。</p>	<p>「県税について未納がないことの証明」を御提出ください。</p>
<p>【交付要綱第6条関係】 県外に本社があり、鹿児島県内に事業所を持つコンソーシアムの構成員は、県税の納税証明書の提出が必要か。</p>	<p>県税の納税証明書の提出が必要です。</p>
<p>【交付要綱第6条関係】 新会社であるため、納税実績が無く、県税の納税証明書が提出できない。代替できる書類はないか。</p>	<p>下記、①及び②の提出で代替できることとします。 ① 県税の納税証明書が提出できないことについての理由書（任意様式） ② 申請日の3か月以内に取得した履歴事項全部証明書</p>
<p>【交付要綱第6条関係】 第4号様式は、申請期日までに、全ての構成員が押印した書類の提出が必要か。</p>	<p>申請期日までに、代表者・全ての構成員が押印を行った書類の提出が必要です。</p>
<p>【申請一般】 採択決定日はいつか。</p>	<p>令和6年7月中旬頃を予定しています。 ※ 前後する可能性があります。</p>